

職 発 0 3 2 4 第 1 7 号
能 発 0 3 2 4 第 3 号
平 成 2 3 年 3 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 都 道 府 県 労 働 局 長

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長

職 業 能 力 開 発 局 長

平 成 2 3 年 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 係 る 離 職 者 に 対 す る 職 業 転 換 給 付 金 制 度 の
適 用 等 に つ い て

平 成 2 3 年 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に 係 る 離 職 者 対 策 と し て、当 該 災 害 に よ り 離 職 を 余
儀 な く さ れ た 者 等 に 対 す る 公 共 職 業 訓 練 及 び 職 場 適 応 訓 練 又 は 広 域 職 業 紹 介 活 動 等 を 効
果 的 に 実 施 す る た め、被 災 地 域 を 雇 用 対 策 法 施 行 規 則（昭 和 4 1 年 労 働 省 令 第 2 3 号）
第 2 条 第 2 項 第 4 号、同 項 第 4 の 2 号 及 び 第 3 条 第 1 項 第 3 の 4 号 に い う「激 甚 な 災 害
を 受 け た 地 域」と し て 指 定 す る と と も に、そ の 運 用 に 関 す る 事 項 に つ い て 下 記 の と お り
定 め た の で、取 扱 い に 遺 漏 な き よ う 特 段 の 御 配 意 を 御 願 い す る。

記

第 1 「激 甚 な 災 害 を 受 け た 地 域」の 指 定 に つ い て

「職 業 転 換 給 付 金 制 度 の 実 施 に つ い て」（昭 和 4 1 年 7 月 2 1 日 付 け 職 発 第 4 3 7
号）記 の 2 の（3）の 規 定 に 基 づ き、雇 用 対 策 法 施 行 規 則 第 2 条 第 2 項 第 4 号、同
項 第 4 の 2 号 及 び 第 3 条 第 1 項 第 3 の 4 号 に い う「激 甚 な 災 害 を 受 け た 地 域」と し
て 別 紙 一 覧 の 地 域 を 指 定 す る。

第2 職業転換給付金制度の適用について

1 訓練手当について

「訓練手当支給要領(都道府県)」(昭和41年7月21日付け婦発第269号・職発第442号・訓発第137号別添1)2の(1)ハ及びニに規定する激甚な災害を受けた地域(第1において指定する地域。以下、同じ。)において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)(以下「被災離職者等」という。)が、公共職業安定所長の職業訓練の受講の指示(以下「受講指示」という。)により公共職業訓練及び職場適応訓練を受講した場合に、訓練手当を支給する。

なお、被災離職者等に係る受講指示並びに公共職業訓練及び職場適応訓練については、以下の(1)から(3)に留意すること。

(1) 被災離職者等に係る受講指示について

被災離職者等については、「職業訓練受講指示要領」(昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の9)1の(2)及び(3)に基づき、平成23年3月24日以降、受講指示の対象者となる。

(2) 被災離職者等に係る公共職業訓練について

被災離職者等に係る公共職業訓練については、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第11条に規定する短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。)の普通職業訓練(同規則別表第4に定めるところにより行われるものその他訓練期間が2箇月以上でかつ訓練時間が150時間以上のもの又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に基づき公共職業訓練能力開発施設が行うとみなされた委託訓練に限る。なお、通信により行われるものを除く。)として、平成23年3月24日から平成24年3月23日までの間に開始されるものを対象とする。

なお、訓練科が訓練期間1年の普通課程の普通職業訓練である場合であっても、これを短期課程の普通職業訓練として実施することができる。

(3) 被災離職者等に係る職場適応訓練について

被災離職者等に係る職場適応訓練については、平成23年3月24日から平成24年3月23日までの間に開始されるものを対象とする。

なお、1にいう、「激甚な災害を受けた地域において就業していた者」については、当該地域内の事業所において雇用されていた者のほか、同地域内の自営業者・家族従業者であった者及び同地域内で農林漁業に従事していた者を含むものである。

2 広域求職活動費について

広域求職活動費支給要領（昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の3）1の（1）ニ、ホ及びへに規定する被災離職者等及び激甚な災害を受けた地域内に居住する者（当該災害により当該地域外に住所又は居所を変更している者を含み、当該災害の発生後に当該地域内に居住することとなった者を除く。）のうち、公共職業安定所長が当該災害により当該地域内において就職することが著しく困難であると認める者について、同支給要領の1の（2）の公共職業安定所長の指示により広範囲の地域にわたる求職活動が行われた場合には広域求職活動費を支給する。

3 移転費について

移転費支給要領（昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の4）1の（1）ニ、ホ及びへに規定する被災離職者等及び激甚な災害を受けた地域内に居住する者（当該災害により当該地域外に住所又は居所を変更している者を含み、当該災害の発生後に当該地域内に居住することとなった者を除く。）のうち公共職業安定所長が当該災害により当該地域内において就職することが著しく困難であると認める者について、同支給要領の1の（2）のすべての要件を満たす場合に移転費を支給する。

第3 都道府県労働局間の連携について

第1において指定する地域を管轄する公共職業安定所が他の都道府県内の能力開発施設において行われる訓練科目に受講指示を行おうとする場合等にあつては、当該被災離職者等が居住している地域を管轄する都道府県労働局職業安定部主務課と受講指示を行おうとする能力開発施設を管轄する都道府県労働局職業安定部主務課との間であらかじめ相互に密接な連携を図ること。

また、第1において指定する地域以外の都道府県に居住している被災離職者等に対して、同都道府県内の公共職業安定所が受講指示を行おうとする場合等は、当該被災離職者等が被災当時に居住していた地域を管轄する公共職業安定所と必要に応じて連携すること。

都道府県	適用市町村	都道府県	適用市町村	都道府県	適用市町村
青森県	八戸市 上北郡おいらせ町		栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 柴田郡大河原町 柴田郡川崎町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 遠田郡涌谷町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 伊具郡丸森町 黒川郡大郷町 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡美里町		河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村 南会津郡下郷町 南会津郡南会津町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村
岩手県	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町 盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 九戸郡軽米町 九戸郡九戸村 二戸郡一戸町	福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町	茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市				

都道府県	適用市町村
	高萩市
	北茨城市
	笠間市
	取手市
	牛久市
	つくば市
	ひたちなか市
	鹿島市
	潮来市
	常陸大宮市
	かすみがうら市
	桜川市
	神栖市
	行方市
	鉾田市
	つくばみらい市
	小美玉市
	東茨城郡茨城町
	東茨城郡大洗町
	東茨城郡城里町
	那珂郡東海村
	久慈郡大子町
	稲敷郡阿見町
	那珂市
	稲敷郡美浦村
	稲敷郡河内町
	筑西市
	稲敷市
	北相馬郡利根町

当該一覧にある地域の指定期間は、平成23年3月24日から平成24年3月23日の間とする。